

# 地域経済の視点

## 公共事業と地方分権

近年、公共事業をめぐる議論が高まっている。これは、90年代に公共投資基本計画の策定や数次にわたる大型の景気対策の実施もあり公共投資が急拡大したが、国や地方公共団体の債務残高の急増など財政の悪化をもたらすとともに、公共事業の景気対策としての効果や産業基盤整備・住民福祉等に対する費用対効果の効率性を疑問視する見方が増えてきたためである。しかし、地方圏では、公共事業は経済活動全般に占めるシェアも高く、雇用創出における役割も大きいなど、地域の経済に欠かせない存在である。

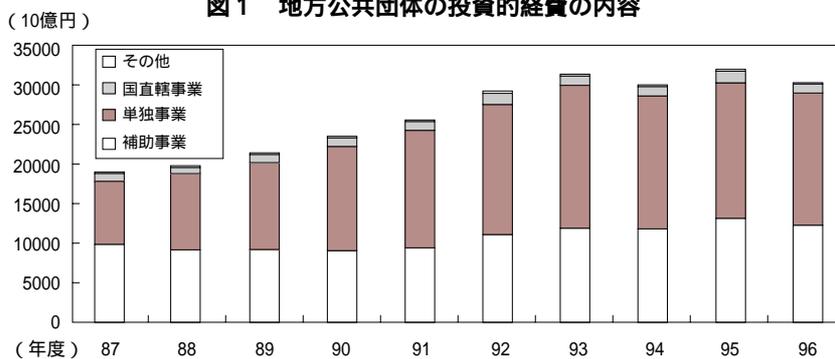
地方圏における公共事業は、たとえば、三大都市圏以外の地方圏の県内総支出（該当地域の県の合計、名目値）に占める公共投資の割合をみると、86～90年度（平均）に9%だったものが、91～95年度（平均）には10%へ上昇しており、同地域の建設業就業者数は90年の296万人から95年には329万人へ増加している。この間、民間建設投資（住宅・非住宅）が減少傾向だったことを考えれば、公共事業の増加が建設業就業者の増加を牽引してきたことは明らかである。公共事業は、96～97年度にかけて抑制傾向となったが、その後の景気の急激な落込みで98年度以降再び拡大している。しかし、悪化している財政の現状や高齢化社会が近づくことによる今後の社会保障支出の増加を考えれば、先々は縮小が避けられない見込であり、こ

の場合の地域経済に与える影響が懸念されている。

公共事業は、その資金の拠出や事業実施について都道府県や市町村など地方公共団体によるものが6～7割を占めており、地域性の高い事業である。また、地方公共団体が実施する事業の内容も、88年度から地方単独事業が補助事業（国等の補助を受けて行う事業）を上回り、特に90年代に単独事業の割合が高まってきている（図1）。今後、公共事業をどのように運営していくかは、地域経済の先行きを考えるうえでも重要である。

地方分権推進計画により、今通常国会で地方分権推進関連法案が審議される予定である。同法案では機関委任事務が廃止され、地域に係りの深い都市計画決定等は国の関与が縮減され、従来以上に地元の意向が反映され易くなる。前記のように、公共事業は地域性の高い事業であり、その運営において地域の裁量権が高まることは望ましいことである。今後、財政面の制約から公共事業も先々は減少が避けられないものとみられるが、地方分権推進の趣旨を生かし、地域にとって真に必要な事業を実施していくとともに、雇用創出機会を低下させないためにも、可能なものは民営化の実施やPFI（Private Finance Initiative 公共事業に市場原理を活用する手法）の利用などを検討していく必要がある。（鈴木 博）

図1 地方公共団体の投資的経費の内容



資料 地方財務協会「地方財政統計年報」  
 (注) 投資的経費は普通建設事業費+災害復旧事業費+失業対策費の合計。